

介護保険における訪問看護料金表

基本料金（日中8：30～17：30）			水戸市（5級地）： 10.70 円/単位				
サービス内容略称		算定項目	単位数	基本利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本部分	訪問看護	20分未満	313	3,349	335	670	1,005
		30分未満	470	5,029	503	1,006	1,509
		30分以上1時間未満	821	8,784	879	1,757	2,636
		1時間以上1時間30分未満	1,125	12,037	1,204	2,408	3,612
		理学療法士の場合（2回/日）	293	3,135	314	627	941
基本部分	予防訪問看護	20分未満	302	3,231	324	647	970
		30分未満	450	4,815	482	963	1,445
		30分以上1時間未満	792	8,474	848	1,695	2,543
		1時間以上1時間30分未満	1,087	11,630	1,163	2,326	3,489
		理学療法士の場合（2回/日）	283	3,028	303	606	909
准看護師による（予防）訪問看護		准看護師が訪問する場合の単位数×90/100					
理学療法士による（予防）訪問看護		3回/日以上の場合は2回につき90/100の料金で6回/週まで					

加算料金

早朝・夜間・深夜の（予防）訪問看護	早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）		基本料金の25%増し			
	深夜（午後10時～午前6時）		基本料金の50%増し			
長時間訪問看護加算	長時間訪問看護加算	300	3,210	321	642	963
複数名訪問加算	複数名訪問加算〔Ⅰ〕 30分未満	254	2,717	272	544	816
		402	4,301	431	861	1,291
	複数名訪問加算〔Ⅱ〕 30分未満	201	2,150	215	430	645
		317	3,391	340	679	1,018
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	574	6,141	615	1,229	1,843
特別管理加算	特別管理加算〔Ⅰ〕	500	5,350	535	1,070	1,605
	特別管理加算〔Ⅱ〕	250	2,675	268	535	803
※ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	2000	21,400	2,140	4,280	6,420
初回加算	初回加算	300	3,210	321	642	963
退院時共同指導加算	退院時共同指導加算	600	6,420	642	1,284	1,926
※看護・介護職員連携強化加算	看護・介護職員連携強化加算	250	2,675	268	535	803
※看護体制強化加算	看護体制強化加算〔Ⅰ〕	550	5,885	589	1,177	1,766
	看護体制強化加算〔Ⅱ〕	200	2,140	214	428	642
サービス提供強化加算	サービス提供強化加算〔Ⅰ〕	6	64	7	13	20
保険外（自費、税込み）	エンゼルケア		20,000			

（注1）※ 予防訪問看護には該当しません。

減算料金

減算の種類	減算額	算定の要件
同一建物等の利用者への減算定	上記基本利用料の10%	①事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者
	上記基本利用料の15%	②上記①以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する利用者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

令和3年 改訂

訪問看護ステーションすみれ